

令和6年2月29日(木)

**開会 (9:55)**

○渡辺栄六委員長

開会宣言。出席委員は8名で定足数に達し、会議が成立した旨、宣言。当委員会に審査を付託された議案は、「補正予算」1件、「条例の一部を改正する条例」2件、「条例の全部改正」1件の計4件である。

議案の審査に入る前に、高橋副市長よりあいさつ願いたい。

○高橋副市長

おはようございます。新型コロナも5類になってしばらくたち、様々な各種団体の総会や町内・集落の新年会など、ほぼほぼコロナ前の状態に戻り、飲食を伴う会合が増えてきているところである。それで8波、9波ほどではないにしろ10波ということで感染が少し拡大して、今また少し下がっていると聞いている。ご存じだと思うが、私自身もまた2回目の感染をしてしまった。7回ワクチンを接種して、幸いなことに非常に軽症で済みましたが、やはり人によっては、持病を持っている方、私の知っている方は、糖尿病の持病があって感染したら肺炎になってしまいかなり重篤になっている。そのような方もいる。皆さんも気を抜かないで感染防止対策については、引き続き必要ではないかと考えている。本日は、案件について補正予算が1件、条例改正が3件であるがよろしく審議をお願いしたい。

**議第14号 令和5年度胎内市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）**

**須貝福祉介護課長説明**

議案は17ページから21ページにかけてだが、予算の説明は、補正予算説明書にてさせていただきます。補正予算説明書61ページから63ページにかけての総括だが、これは、歳入歳出予算の総額から、それぞれ372万2千円を減額し、その総額を40億4,904万2千円とするものである。

歳出としては、第1款総務費1項1目一般管理費で予算計上していた制度改正に伴う介護保険システム改修について、国から示された仕様書に基づき予定していた作業の一部が、令和6年度に行うことに変更されたためその分の不用額を減額するものである。次に72、73ページ第3款地域支援事業費3項5目認知症総合支援事業費では、当該事業を委託してきた

2つの法人のうち1社について、これまで認知症地域支援推進員として活動していた職員が退職したことに伴い、受託の継続が困難となったことからその分の不用額を減額するものである。74、75 ページ第4款基金積立金では第3款での地域支援事業費の減額に伴い法定負担割合 23%の一般財源負担額の減少分について、今後の給付費の増加に備え介護給付費準備金に積立てるものである。なお、補正予算後の基金積立額の総額は5億 9,377 万 2,188 円となる。

歳入は、64、65 ページ第3款2項国庫補助金2目地域支援事業交付金では、歳出額を減額することに伴い法定負担割合 38.5%に相当する額の国庫補助金を減額し、5目介護保険事業費補助金では、介護保険システム改修に係る補助金の額の確定に伴い予算計上していた額を増額するものである。次に66、67 ページ第5款2項県補助金では、国庫補助金と同じく歳出額の減額により、法定負担割合 19.25%に相当する額を減額するものである。次に68、69 ページ第7款1項一般会計繰入金2目地域支援事業繰入金では、県補助金と同じく法定負担割合 19.25%に相当する額の繰入金を減額し、5目介護保険システム改修費繰入金では、国庫補助金額の増額とシステム改修費に係る歳出額の減額により繰入金を減額するものである。

## 質疑

### ○薄田智委員

今の説明で気になった点が1つありまして、73 ページ。委託していた認知症総合支援事業の委託先の担当者が辞めて事業としてできなくなったので余った。という話だったと思うが。その作業者が辞めて胎内市が本来委託している事業、仕事はどうなったのか。

### ○須貝福祉介護課長

現在、その方については、個人で胎内市の認知症地域支援推進員として、活動は引き続きやってもらっている。個人ということで費用については、委託ではなく活動費の謝礼という形態で支払っているが、活動量その他についてはこれまでと変わりなく事業を進められている状況である。

### ○薄田智委員

それでは介護の方は特に問題ないと理解していいか。予算は別のところから出ているのか。

### ○須貝福祉介護課長

当初予算に計上していた講師等謝礼、報償費の部分で対応し、不足が生じた部分について

は流用ということで、委託料の一部を報償費に流用して対応している。

○羽田野孝子副委員長

この認知症総合支援事業はどのようなことをする事業か。

○須貝福祉介護課長

認知症施策には、認知症総合支援事業と認知症の高齢者見守り事業という厚労省の事業区分によって各市も国に合わせている。ご質問の事業内容については、認知症で困ってる方についてのケアの方法について、専門職が集まった認知症初期集中支援チームであるとか、今年度も開催した認知症の講演会とか認知症の普及啓発活動などに取組んでもらっているし、他に認知症地域支援推進員の活動としては、認知症カフェや小中学生が主であるが認知症のサポーター養成講座というような活動に取組んでいて、近タイオンスタイルでも新聞の記事掲載があったがカフェも行う。そのような活動が主なものである。

○渡辺秀敏委員

75 ページになるが、介護給付費準備基金積立金が計上されているが、今年度結果的に最終的には基金が5億9,300万くらいになるとのことである。もう一つ介護保険の改定があるが、先日課長から改定後の介護保険料はそのまま据え置くとのことだった。基金を取崩して対応するとの話があったが5億9千万円くらいになる基金は、取崩し前の金額と考えていいのか。

○須貝福祉介護課長

令和6年度から始まる第9期計画と呼ばれる計画の中で、今後3年間の給付費等の推移を計算したし、国の報酬改定全体で2.04%の報酬改定があった。それらを勘案して計算すると来年度以降3年以内において、マックスで見て、給付費の状況によっては5億9千万円の基金のうち9千万円ほど取崩す必要が生じる可能性があるかと積算している状況である。従いまして、5億9千万円というのは、その取崩しを行う前の現時点での補正予算後の額である。

○渡辺秀敏委員

一人当たりの介護給付費の額はどのくらいか。

○須貝福祉介護課長

すみません。後ほどお答えします。

## 自由討議

無し

## 採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

## 議第 19 号 胎内市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

### 梅津こども支援課長説明

本案については、同条例中のひとり親家庭等を定義している第 2 条第 3 項第 6 号に関して、引用している国の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の一部改正があったことに伴い、10 条の 2 を加えるもの。また、「申立て」の送り仮名の「て」を加えた形に改めるものである。国の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」については、保護命令制度の拡充、保護命令違反の厳罰化が改正されることの条項が加えられたものである。

## 質疑

### ○丸山孝博委員

この条例を改正することにより、国の法律が改正されたことによってこうなるが、どの程度防止されるのか。後半で課長説明したが、今まで胎内市内ではこのような事例があったのか。

### ○梅津こども支援課長

ひとり親家庭の定義をしている改正あるが、現在、胎内市においては、ひとり親家庭と判断される内容については、離婚・死亡・未婚この 3 つのパターンがある。こちらの DV といった状態の案件については、胎内市ではありません。

### ○丸山孝博委員

胎内市内ではひとり親家庭はどのくらいあるのか。

○梅津こども支援課長

12月現在で187世帯がひとり親家庭と認定されている。

○丸山孝博委員

テレビで親が子供を虐待したとかがある、母子、父子含めて。そのような問題も含めて対応されることを念頭にあるのか。そもそも市内には相談窓口が、この法律が整備されることによって、条例が整備されることによって、どのようにひとり親家庭の方にこの改正されたことを徹底するのか。

○梅津こども支援課長

ニュース等で様々なそのような案件ある。基本的にこちらの法律で認められる場合については、裁判所に申し立ててのケースになる。ただ、それ以外にも虐待案件、疑わしい案件については、基本的には健康づくり課の母子担当のところに情報が入る形になっている。また、小中学校の案件については学校教育課を通して要対協に申し入れがある。私どもが管轄している保育園の園児に関することについてもうちの課に情報が上がってきて要対協でいろいろ児童相談所を交えて対策を検討していく状況である。

○丸山孝博委員

3課またいでいろいろな相談窓口となるが、それは総合的に把握してどうこうとはならないのか。

○梅津こども支援課長

その3課で決め得ることについては、例えば保育園の入所であったり、学校の通学、このような件については学校教育課、こども支援課で対応する。母子への支援に関しては、主に健康づくり課でしている形になる。それ以上の児童保護になると児童相談所の決定というところで現状行っている。

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

## 議第 20 号 胎内市介護保険条例の一部を改正する条例

### 須貝福祉介護課長説明

これは、介護保険法施行令の一部改正により、65 歳以上の第 1 号被保険者のうち所得の少ない第 1 段階から第 3 段階に該当する方の介護保険料の軽減措置が本年 4 月より拡充されることに伴い本条例を改正するものである。改正内容については、第 9 期介護保険事業計画の計画期間である令和 6 年度から令和 8 年度の 3 か年において、ご本人及び世帯の所得等により第 1 段階から第 15 段階までの所得段階別に定めている保険料の基準となる第 5 段階の保険料の額を現行と同額に据え置くこととし、従来から行ってきた第 1 段階から第 3 段階の保険料の軽減率をさらに引き下げ、うち最も少ない第 1 段階に該当する第 1 号被保険者については、基準額に対する割合を 30%から 28.5%に、保険料の年額を 23,300 円から 22,100 円に引き下げ、第 2 段階では、その割合を 50%から 48.5%に、保険料の額を年額 38,800 円から 37,600 円に引き下げ、第 3 段階では、その割合を 75%から 68.5%に、保険料の額を年額 58,200 円から 53,200 円に引き下げるよう改めるものである。なお、軽減の対象となる被保険者数は 1 月末現在で第 1 段階が 982 人、第 2 段階が 802 人、第 3 段階が 752 人で合計 2,536 人である。

### 質疑

#### ○薄田智委員

保険料が下がるのは非常にいいことだと思う。その影響者が 2,536 人で、1 年間でどのくらい下がるかシミュレーションしているのか。

#### ○須貝福祉介護課長

軽減の現状との比較は、第 1 段階が年額 1,200 円で 982 人で計算すると年間 117 万 8 千円ほど、第 2 段階で 96 万 2 千円ほど、第 3 段階で 376 万円ほどになり、市民全体で 1 年間に約 590 万円軽減の影響がある。

#### ○渡辺宏行委員

今の関係だが、低所得者の 1 から 3 段階を下げるけど、逆に保険料のバランスを考えると

上げるところもあると考えていいのか。例えば 15 段階の中において下げるのはいい。これはありがたい話。胎内市では、所得の関係で上げるところもあるのか。

○須貝福祉介護課長

胎内市の場合、保険料は 15 段階だが、それぞれの市町村の取り決めにより、もっと少ない段階のところも多い。今回の国の制度改正の中においては、より段階を多くといったところの市町村の場合は、高額所得者の部分については値上がりする例もあるが、胎内市はそもそも細かく 15 段階設定にしていたので、今回の改正により値上がりする階層はありませんので、据え置きとなる。

**自由討議**

無し

**採決**

全員異議なく、可決すべきと決定。

**議第 21 号 胎内市黒川診療所条例**

**金子健康づくり課長説明**

「胎内市黒川診療所条例」の全部を改正する条例について説明する。これは、本年 3 月末をもって黒川診療所を閉院する一方、歯科については、4 月以降も現在の歯科分室で診療を継続することから、当該分室を「黒川歯科診療所」に改め、管理運営を行っていくための条例を改正するものである。主な内容としては、黒川診療所に関する規定を黒川歯科診療所に変更し、黒川診療所医師に係る給与等の規定を廃止するほか関係する条例を改廃するものである。

**質疑**

○薄田智委員

歯科診療所は継続するとのことだが、今利用している方はどのくらいいるのか。

○金子健康づくり課長

診療所の隣にある歯科は利用者が0人である。黒川庁舎の近くにある歯科分室は、年間実人数で1,000人、延べで5,000人くらいである。

## 自由討議

無し

## 採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

### ○須貝福祉介護課長

先ほど保留させていただいた議第14号の渡辺委員のご質問にお答えします。第1号被保険者の一人当たり給付費については、34万5,449円と令和6年度は見込んでいる。令和5年度においては、途中ではあるが34万8,000円で3,000円ほどの違いがある。第9期計画における第1号被保険者の人数については3年間で約1,500人の減少がみられる。一方保険給付費の令和6年度から8年度の給付費の合計額は30億から31億といった状況を鑑みると、一人当たりの給付費は数千円程度の上昇が考えられるところではあるが、そう大きな変動はないかと捉えている。

### ○渡辺秀敏委員

令和5年度で34万8,000円、6年度で34万5,000円と下がるんですね。

### ○須貝福祉介護課長

少し説明不足で申し訳ございません。全体の給付費が、施設給付費が入所関係の方がここ最近落ち着いてきた。待機者数もだいぶ減っている。一方で居宅、在宅系のサービス給付費が年々減少している。第1号被保険者数そのものの減少も影響して、5年度と6年度の比較においては3,000円ほどの減額であるが、計画では最大の見立てで考えているので数千円の増額も十分考えられるような計画の内容にしている。

閉会 (10:31)